

業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由）を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域）内（これらの土地改良事業のうち、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得、かつ、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画

業を廃止しようとする場合において、同項の協議をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由）を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域）内（これらの土地改良事業のうち、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得、かつ、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、そ

に係る土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意を得なければならない。

3・4 (略)

5 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第五項及び第六項、第八条第二項及び第三項、第四十八条第四項及び第六項、第八十七条第三項から第十項まで並びに前条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第七条第五項中「第一項の規定により申請をする者」とあるのは「市町村」と、第四十八条第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十六条の三第二項の三分の二以上の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十六条の三第二項」と、前条第五項中「第一項の規定により土地改良事業計画を定める」とあるのは「第九十六条の三第一項の規定により土地改良事業計画の変更をする」と、「当該土地改良事業の施行」とあるのは「その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定による土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止

の変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意を得なければならない。

3・4 (略)

5 第一項の場合には、第四十八条第四項、第六項及び第九項から第十二項まで並びに前条第六項の規定を準用する。この場合において、第四十八条第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十六条の三第二項の三分の二以上の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十六条の三第二項」と、同条第九項中「土地改良事業計画の変更（第三項に規定するものに限る。）をし、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項、第六項及び第七項」とあるのは「第九十六条の三第二項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第六項及び第七項」と、「読み替える」とあるのは、「第七条第五項、第八条第一項、第四項、第五項及び第六項並びに第九条第四項中「申請」とあるのは「協議」と、第十条第一項及び第五項中「認可」とあるのは「同意」と読み替える」と、同条第十三者（組合員を除く。）「とあるのは「第三者」と、前条第六項中「都道府県知事は、」とあるのは「都道府県知事は、土地改良事業計画の変更につき」と、「土地改良事業の施行」とあるのは「その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行」と読み替えるものとする。

が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、市町村は、前項において準用する第八十七条第五項から第七項までに規定する手続（前項において読み替えて準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、前項において準用する第八条第二項に規定する手続）を省略することができる。

（準用規定）

第九十六条の四 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第四項から第七項まで、第三十六条の二第一項、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、第八十八条、第九十条第四項並びに第九十三条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の二第一項中「定款」とあり、第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十六条第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第四項中「組合員」とあるのは「第九十六条の四第一項において読み替えて準用する第一項に規定する者」と、第三十六条の二第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係

（準用規定）

第九十六条の四 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第四項から第七項まで、第三十六条の二第一項、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、第九十条第四項並びに第九十三条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の二第一項中「定款」とあり、第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十六条第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第四項中「組合員」とあるのは「第九十六条の四において読み替えて準用する第一項に規定する者」と、第三十六条の二第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域

る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その第三条に規定する資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、第五十二条の三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十五条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第五十七条の二第一項及び第三項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなれば」と、同条第一項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第九十六条の四第一項において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第六十四条中「第一百十三条の二第二項」とあるのは「第一百十三条の二第三項」と、第八十八条第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画

内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その第三条に規定する資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第四十九条第一項中「前条の規定にかかわらず、総会の議決」とあるのは「当該市町村の議会の議決」と、「都道府県知事の認可を受けて」とあるのは「都道府県知事に協議し、その同意を得て」と、同条第二項中「認可」とあるのは「同意」と、第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、第五十二条の三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十五条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第五十七条の二第一項及び第三項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなれば」と、同条第一項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第九十六条の四において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第九十条第四項中「前二項に掲げる者」とあるのは「第九十六条の四

を定め、」と、第九十条第四項中「前二項に掲げる者」とあるのは「第九十六条の四第一項において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第九十三条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

2 前項において読み替えて準用する第八十八条第一項の応急工事計画については、第九十六条の二第六項の規定を準用する。

（工事の完了等の場合の公告等）

第百十三条の二 国、都道府県及び市町村以外の土地改良事業（第二条第二項第六号に掲げるものを除く。）を行なう者は、土地改良事業の工事（農用地の保全又は利用上必要な施設の管理の事業については、管理）に着手し、又は工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 （略）

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長は、工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（登記所への届出）

第百十三条の三 （略）

において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第九十三条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

（工事の完了等の場合の公告等）

第百十三条の二 国及び都道府県以外の土地改良事業（第二条第二項第六号に掲げるものを除く。）を行なう者は、土地改良事業の工事（農用地の保全又は利用上必要な施設の管理の事業については、管理）に着手し、又は工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 （略）

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、工事を伴う国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業につきその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（登記所への届出）

第百十三条の三 （略）

2 前項の土地改良事業を行う者は、その土地改良事業の工事に着手し、又はその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる規定の規定により当該土地改良事業の計画に別段の定めをした場合には、当該土地改良事業の工事を完了した旨の届出に代えて、それぞれ当該各号に掲げる公告をしたときに、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

一 (略)

二 第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する第五十四条第二項ただし書及び同条第七項 第八十九条の二第四項において準用する第八十七条第五項の規定による公告又は第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する第五十二条の二第四項において読み替えて準用する第八条第六項の規定による公告

(他の登記の停止)

第百十六条 第五十四条第四項(第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項)において準用する場合を含む。以下この条及び第百三十一条において同じ。)の規定による公告があつた後は、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に関しては、その土地改良事業による登記をした後でなければ他の登記をすることができない。ただし、登記の申請人が確定日付のある書類により同項の規定による公告前に登記原因の生じたことを証明した場合には、この限りでない。

(施行に係る地域を数区に分けた場合)

2 前項の土地改良事業を行う者は、その土地改良事業の工事に着手し、又はその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる規定の規定により当該土地改良事業の計画に別段の定めをした場合には、当該土地改良事業の工事を完了した旨の届出に代えて、それぞれ当該各号に掲げる公告をしたときに、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

一 (略)

二 第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する第五十四条第二項ただし書及び同条第七項 第八十九条の二第四項において準用する第八十七条第五項の規定による公告又は第九十六条及び第九十六条の四において準用する第五十二条の二第四項において読み替えて準用する第八条第六項の規定による公告

(他の登記の停止)

第百十六条 第五十四条第四項(第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四)において準用する場合を含む。以下本条及び第百三十一条において同じ。)の規定による公告があつた後は、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に関しては、その土地改良事業による登記をした後でなければ他の登記をすることができない。ただし、登記の申請人が確定日付のある書類により同項の規定による公告前に登記原因の生じたことを証明した場合には、この限りでない。

(施行に係る地域を数区に分けた場合)

第百十七条 土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合には、その各々の区及びその区に係る土地改良事業は、第五十二条第一項（第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条の五第一項（第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第六十四条（第九十二条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十九条の二第一項及び第六項、第九十四条の八第一項及び第五項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）、第百十三条の二、第百十三条の三並びに第百十四条第二項の規定並びに第九十六条において準用する第六十三条第三項ただし書の規定の適用については、それぞれ、土地改良事業の施行に係る地域及びその地域に係る土地改良事業とみなす。

（土地改良事業に係る損失補償）

第百二十二条 （略）

2 第十条第三項、第四十八条第十一項（第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第八十七条第五項（第八十七条の二第十項、第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第九十五条第四項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項（第百条の二第二項（第百十一条において準用する場合を含む。）及び第百十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告があつた後において土地の形質を変更し、工作物の新築、改築若しくは修繕をし、又は物件を付加し若しくは増置した場合には、これについての損失は、補償しなくても

第百十七条 土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合には、その各々の区及びその区に係る土地改良事業は、第五十二条第一項（第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）、第五十三条の五第一項（第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）、第六十四条（第九十二条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）、第八十九条の二第一項及び第六項、第九十四条の八第一項及び第五項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）、第百十三条の二、第百十三条の三並びに第百十四条第二項の規定並びに第九十六条において準用する第六十三条第三項ただし書の規定の適用については、それぞれ、土地改良事業の施行に係る地域及びその地域に係る土地改良事業とみなす。

（土地改良事業に係る損失補償）

第百二十二条 （略）

2 第十条第三項、第四十八条第十一項（第九十五条の二第三項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第八十七条第五項（第八十七条の二第十項並びに第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項において準用する場合を含む。）、第九十五条第四項、第九十六条の二第七項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項（第百条の二第二項（第百十一条において準用する場合を含む。）及び第百十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告があつた後において土地の形質を変更し、工作物の新築、改築若しくは修繕をし、又は物件を付加し若しくは増置した場合には、これについての損失は、補償しなくて

よい。ただし、都道府県知事の許可を受けてこれらの行為をした場合には、この限りでない。

(一時利用地の指定等の工事の施行)

第二百二十三条の二 第五十三条の五第一項(第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)、若しくは第八十九条の二第六項の規定により一時利用地の指定があつた場合又は第五十三条の六第一項若しくは第二項(これらの規定を第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)、若しくは第八十九条の二第六項若しくは第七項の規定により従前の土地の全部若しくは一部について使用及び収益の停止の処分があつた場合には、これらの処分により使用し及び収益することができる者のなくなつた従前の土地又はその部分については、土地改良事業を行う者(その委任を受けた者を含む。)、は、その土地の所有者及び占有者の同意を得ることなく、当該土地改良事業の工事を行うことができる。

(決議、選挙等の取消し等)

第三百三十六条 (略)

2 前項の規定は、第五十二条第五項(第五十三条の四第二項(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。))、第八十九条の二第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第九十六条の四第一項及び第九十九条第二項(第一百条の二第二項(第一百一十一条において準用する場合を含む。))及び第一百一十一条において準用する場合を含む。の会議に準用する。

もよい。ただし、都道府県知事の許可を受けてこれらの行為をした場合には、この限りでない。

(一時利用地の指定等の工事の施行)

第二百二十三条の二 第五十三条の五第一項(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)、若しくは第八十九条の二第六項の規定により一時利用地の指定があつた場合又は第五十三条の六第一項若しくは第二項(これらの規定を第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)、若しくは第八十九条の二第六項若しくは第七項の規定により従前の土地の全部若しくは一部について使用及び収益の停止の処分があつた場合には、これらの処分により使用し及び収益することができる者のなくなつた従前の土地又はその部分については、土地改良事業を行なう者(その委任を受けた者を含む。)、は、その土地の所有者及び占有者の同意を得ることなく、当該土地改良事業の工事を行なうことができる。

(決議、選挙等の取消し等)

第三百三十六条 (略)

2 前項の規定は、第五十二条第五項(第五十三条の四第二項(第九十六条の四において準用する場合を含む。))、第八十九条の二第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))、第九十六条の四及び第九十九条第二項(第一百条の二第二項(第一百一十一条において準用する場合を含む。))及び第一百一十一条において準用する場合を含む。の会議に準用する。

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（樹種転換促進指針） 第七条の六（略） 2・3（略）</p> <p>4 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。</p> <p>（地区実施計画） 第七条の十（略）</p> <p>2 地区実施計画においては、その対象となる特定森林の区域及び当該特定森林についての自主防除措置の実施に<u>関し必要な事項を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その対象となる特定森林を所有する者の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。</p> | <p>（樹種転換促進指針） 第七条の六（略） 2・3（略）</p> <p>4 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表する<u>とともに、関係市町村長に通知しなければならない。</u></p> <p>（地区実施計画） 第七条の十（略）</p> <p>2 地区実施計画においては、その対象となる特定森林の区域及び当該特定森林についての自主防除措置の実施に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>3 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その対象となる特定森林を所有する者の意見を聴くとともに、<u>都道府県知事に協議しなければならない。</u></p> <p>4 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> |

○ 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）（抄）（第六十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| | |
|-----|--|
| 改正案 | <p>（適用の除外） 第三十五条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に通知しなければならない。</p> |
| 現行 | <p>（適用の除外） 第三十五条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による指定をするには、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>（地方公共団体が施行する特定漁港漁場整備事業） 第十七条（略） 2・3（略） 4 地方公共団体は、第一項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を、当該公告の日から<u>おおむね二十日間</u>の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければなら ない。 5～13（略）</p> | <p>（地方公共団体が施行する特定漁港漁場整備事業） 第十七条（略） 2・3（略） 4 地方公共団体は、第一項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を、当該公告の日から<u>二十日間</u>公衆の縦覧に供しなければならない。 5～13（略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（防除計画） 第二十四条（略） 2・3（略） 4 都道府県知事は、第二項の防除計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを告示するとともに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならぬ。</p> <p>（削る） 第二十五条 国は、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、前条第四項の規定による告示に係る防除計画に基づき防除を行つたものに対し、予算の範囲内において、防除に必要な薬剤（薬剤として用いることができる物を含む。以下同じ。）及び噴霧機、散粉機、煙霧機その他防除に必要な器具（以下「防除用器具」という。）の購入に要した費用の二分の一以内の補助金を交付することができる。</p> <p>2・3（略）</p> | <p>（防除計画） 第二十四条（略） 2・3（略） 4 都道府県知事は、第二項の防除計画を定め、又は変更したときは、速やかに、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。ただし、その防除計画による防除の実施が急を要するときは、報告をもつて足りるものとする。</p> <p>5 都道府県知事は、前項の同意を得、又は同項ただし書の報告をしたときは、遅滞なく、同意又は報告に係る防除計画を告示しなければならぬ。</p> <p>（薬剤及び防除用器具に関する補助） 第二十五条 国は、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、前条第五項の告示に係る防除計画に基づき防除を行つたものに対し、予算の範囲内において、防除に必要な薬剤（薬剤として用いることができる物を含む。以下同じ。）及び噴霧機、散粉機、煙霧機その他防除に必要な器具（以下「防除用器具」という。）の購入に要した費用の二分の一以内の補助金を交付することができる。</p> <p>2・3（略）</p> |

(薬剤の譲与等及び防除用器具の無償貸付)

第二十七条 国は、指定有害動植物の防除のため特に必要があるときは、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、第二十四条第四項の規定による告示に係る防除計画に基づき防除を行おうとするものに対し、防除に必要な薬剤を譲与し、若しくは時価より低い対価で譲渡し、又は防除用器具を無償で貸し付けることができる。

254 (略)

(薬剤の譲与等及び防除用器具の無償貸付)

第二十七条 国は、指定有害動植物の防除のため特に必要があるときは、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、第二十四条第五項の告示に係る防除計画に基づき防除を行おうとするものに対し、防除に必要な薬剤を譲与し、若しくは時価より低い対価で譲渡し、又は防除用器具を無償で貸し付けることができる。

254 (略)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（都道府県の家畜改良増殖計画） 第三条の三（略）</p> <p>2 家畜改良増殖計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一〜八（略）</p> <p>（削る）</p> <p>3 家畜改良増殖計画には、前項各号に掲げる事項のほか、家畜に関する試験及び研究に関する事項その他の家畜の改良増殖を図るために必要な事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めようとするときは、畜産に関する専門的知識又は経験を有する者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> | <p>（都道府県の家畜改良増殖計画） 第三条の三（略）</p> <p>2 家畜改良増殖計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一〜八（略）</p> <p>九 其他家畜の改良増殖を図るために必要な事項</p> <p>3 都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めようとするときは、畜産に関する専門的知識又は経験を有する者の意見をきかなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）</p> <p>第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。</p> | <p>（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）</p> <p>第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。</p> |
| <p>一〇八（略）</p> <p>九 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第八条第一項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、又は移転される場合</p> <p>十〇十六（略）</p> | <p>一〇八（略）</p> <p>九 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第八条第一項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第七項の権利が設定され、又は移転される場合</p> <p>十〇十六（略）</p> |
| <p>2（略）</p> <p>3 農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすとき</p> | <p>2（略）</p> <p>3 農業委員会又は都道府県知事は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の</p> |

は、前項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができる。

一〇三（略）

4 農業委員会は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があることを認めるときは、意見を述べることができる。

5（略）

6 農業委員会は、第三項の規定により第一項の許可をする場合には、当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地又は採草放牧地の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならぬ旨の条件を付けるものとする。

7（略）

（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等）

第三条の二 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者（前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において同じ。）に対し、相当の期限を定めて、必要

すべてを満たすときは、前項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができる。

一〇三（略）

4 農業委員会又は都道府県知事は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その農地又は採草放牧地の存する市町村の長に、その旨を通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

5（略）

6 農業委員会又は都道府県知事は、第三項の規定により第一項の許可をする場合には、当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地又は採草放牧地の利用の状況について、農業委員会又は都道府県知事に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

7（略）

（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等）

第三条の二 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者（前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において同じ。）に対し、相当の期

な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一〇三 (略)

2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(農地の転用の制限)

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第五項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一〇四 (略)

五 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する

限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一〇三 (略)

2 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(農地の転用の制限)

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第五項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一〇四 (略)

五 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第七項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する

場合

六〇八 (略)

二〇六 (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可(これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクターを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合(地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第四項において同じ。))には、農林水産大臣の許可)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一〇三 (略)

四 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、又は移転される場合

五〇七 (略)

二〇五 (略)

場合

六〇八 (略)

二〇六 (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可(これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクターを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合(地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第四項において同じ。))には、農林水産大臣の許可)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一〇三 (略)

四 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第七項の権利が設定され、又は移転される場合

五〇七 (略)

二〇五 (略)

(小作主事の意見聴取)

第二十六条 仲介委員は、第十八条第一項本文に規定する事項について和解の仲介を行う場合には、都道府県の小作主事の意見を聴かなければならない。

2 (略)

(換地予定地に相当する従前の土地の指定)

第五十七条 第七条第一項の規定による買収をする場合において、その買収の対象となるべき農地を明らかにするため特に必要があるときは、農林水産大臣は、旧耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)に基づく耕地整理、土地区画整理法(昭和二十九年法律第二十号)第三条第一項若しくは第四条第一項に規定する土地区画整理若しくは土地改良法に基づく土地改良事業に係る規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四第一項)において準用する場合を含む。

(若しくは第八十九条の二第六項若しくは土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第九十八条第一項の規定によつて、換地処分の発効前に従前の土地に代えて使用又は収益をすることができるものとして指定された土地又はその土地の部分に相当する従前の土地又は土地の部分を地目、地積、土性等を考慮して指定することができる。

2 (略)

(小作主事の意見聴取)

第二十六条 仲介委員は、第三条第一項の規定により都道府県知事の許可を要する事項又は第十八条第一項本文に規定する事項について和解の仲介を行う場合には、都道府県の小作主事の意見を聴かなければならない。

2 (略)

(換地予定地に相当する従前の土地の指定)

第五十七条 第七条第一項の規定による買収をする場合において、その買収の対象となるべき農地を明らかにするため特に必要があるときは、農林水産大臣は、旧耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)に基づく耕地整理、土地区画整理法(昭和二十九年法律第二十号)第三条第一項若しくは第四条第一項に規定する土地区画整理若しくは土地改良法に基づく土地改良事業に係る規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四)において準用する場合を含む。)若しくは第八十九条の二第六項若しくは土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第九十八条第一項の規定によつて、換地処分の発効前に従前の土地に代えて使用又は収益をすることができるものとして指定された土地又はその土地の部分に相当する従前の土地又は土地の部分を地目、地積、土性等を考慮して指定することができる。

2 (略)

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(都道府県計画) 第二条の三 (略)</p> <p>2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 都道府県計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項を定めるよう努めるものとする。この場合において、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、都道府県計画を作成しようとするときは、当該都道府県計画に定める第二項第一号に掲げる事項について、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 都道府県知事は、都道府県計画を作成したときは、遅滞なく、当該計画を公表するよう努めるとともに、第二項第二号から第五号までに掲げる事項及び第三項に規定する事項に係る部分を農林水産大臣に報告しなければならない。都道府県計画を変更した場合におけるその変更の内容</p> | <p>(都道府県計画) 第二条の三 (略)</p> <p>2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。</p> <p>一 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針</p> <p>二〇六 (略)</p> <p>七 その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項</p> <p>3 都道府県知事は、都道府県計画を作成しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、都道府県計画を作成したときは、遅滞なく、当該計画を公表しなければならない。都道府県計画を変更した場合におけるその変更の内容についても、同様とする。</p> |

についても、同様とする。

(市町村計画)

第二条の四 (略)

2 市町村計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、都道府県計画の内容と調和するものでなければならない。

(削る)

一〇五 (略)

(削る)

3 市町村計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項を定めるよう努めるものとする。この場合において、その内容は、都道府県計画の内容と調和するものでなければならない。

4 前条第四項から第六項までの規定は、市町村計画について準用する。

この場合において、同条第四項中「第二項第一号」とあるのは「第二条の四第二項第一号」と、「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項中「第二項第二号」とあるのは「第二条の四第二項第二号」と、「第三項」とあるのは「同条第三項」と、「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(集約酪農振興計画の変更)

第五条 都道府県知事は、第三条第二項の集約酪農振興計画を変更したときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、農林水産大臣に報

(市町村計画)

第二条の四 (略)

2 市町村計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、都道府県計画の内容と調和するものでなければならない。

一 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

二〇六 (略)

七 其他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

3 前条第三項から第五項までの規定は、市町村計画について準用する。

この場合において、同条第三項中「農林水産大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(集約酪農振興計画の変更)

第五条 都道府県知事は、第三条第二項の集約酪農振興計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ農林水産

告しな|ければ|ならない。

大臣に|協議|しな|ければ|ならない。

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（都道府県の果樹農業振興計画）</p> <p>第二条の三 都道府県知事は、果樹農業振興基本方針に即して、政令で定めるところにより、当該都道府県における果樹農業の振興を図るための計画（以下「果樹農業振興計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 果樹農業振興計画には、当該都道府県における主要な種類の果樹につき、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>3 果樹農業振興計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 果樹農業の振興に関する方針</p> <p>二 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項</p> <p>三 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関</p> | <p>（都道府県の果樹農業振興計画）</p> <p>第二条の三 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における果樹農業の振興を図るための計画（以下「果樹農業振興計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 果樹農業振興計画には、当該都道府県における主要な種類の果樹につき、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならない。</p> <p>一 果樹農業の振興に関する方針</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項</p> <p>五 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項</p> <p>六 果実の加工の合理化に関する事項</p> <p>七 その他必要な事項</p> |

する事項

- 四 果実の加工の合理化に関する事項
- 五 その他必要な事項

4 都道府県知事は、第二項の主要な種類の果樹のうちに、その果実につき、生産の安定的な拡大又は合理化を図り及び流通の合理化を推進することが特に必要であり、かつ、そのためには広域の濃密生産団地を計画的に形成することが適当であると認められるものがあるときは、果樹農業振興計画において、当該種類の果樹についてのその広域の濃密生産団地の形成に関する方針を明らかにするとともに、その方針に即して同項各号及び前項各号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

5 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めようとするときは、果樹農業に^レ関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

6 (略)

(果樹農業振興計画の変更)

第二条の四 前条第五項及び第六項の規定は、果樹農業振興計画の変更について準用する。

(果樹園経営計画)

第三条 第二条の三第六項の規定による提出があつた果樹農業振興計画に係る都道府県の区域内において果樹を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者は、政令で定めるところにより、果樹園経営計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その果樹園経営計画が適当であるか

3 都道府県知事は、前項の主要な種類の果樹のうちに、その果実につき、生産の安定的な拡大又は合理化を図り及び流通の合理化を推進することが特に必要であり、かつ、そのためには広域の濃密生産団地を計画的に形成することが適当であると認められるものがあるときは、果樹農業振興計画において、当該種類の果樹についてのその広域の濃密生産団地の形成に関する方針を明らかにするとともに、その方針に即して同項各号に掲げる事項を定めるものとする。

4 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めようとするときは、果樹農業に^レ関し学識経験を有する者の意見をきかなければならない。

5 (略)

(果樹農業振興計画の変更)

第二条の四 前条第四項及び第五項の規定は、果樹農業振興計画の変更について準用する。

(果樹園経営計画)

第三条 第二条の三第五項の規定による提出があつた果樹農業振興計画に係る都道府県の区域内において果樹を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者は、政令で定めるところにより、果樹園経営計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その果樹園経営計画が適当であるか

2
(略)
どうかにつき認定を求めることができる。

2
(略)
どうかにつき認定を求めることができる。

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(調査)</p> <p>第六条 政府は、振興山村の指定及び振興山村の振興に関する基本的な指針の勧告のため必要な調査を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(山村振興基本方針)</p> <p>第七条の二 都道府県は、当該都道府県における振興山村の振興に関する基本方針（以下「山村振興基本方針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 山村振興基本方針は、<u>おおむね</u>次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>3 一〜四 (略)</p> <p>4 都道府県は、山村振興基本方針を定めたときは、直ちに、主務大臣にこれを提出しなければならない。</p> <p>5 主務大臣は、前項の規定により山村振興基本方針の提出があつた場合</p> | <p>(調査)</p> <p>第六条 政府は、振興山村の指定、<u>振興山村の振興に関する基本方針の協議及び振興山村の振興に関する基本的な指針の勧告のため必要な調査を行わなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(山村振興基本方針)</p> <p>第七条の二 都道府県は、当該都道府県における振興山村の振興に関する基本方針（以下「山村振興基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 山村振興基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>3 一〜四 (略)</p> <p>4 都道府県は、山村振興基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、<u>主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</u>この場合において、<u>主務大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。</u></p> |

においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6| 前二項の規定は、山村振興基本方針の変更について準用する。

(山村振興計画)

第八条 第七条第一項の規定により振興山村の指定があつたときは、当該振興山村の区域を管轄する市町村（以下「振興山村市町村」という。）は、山村振興基本方針に基づき、政令で定めるところにより、当該振興山村に係る山村振興に関する計画（以下「山村振興計画」という。）を作成することができる。この場合においては、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

2
4 (略)

5| 前項の規定は、山村振興基本方針の変更について準用する。

(山村振興計画)

第八条 第七条第一項の規定により振興山村の指定があつたときは、当該振興山村の区域を管轄する市町村（以下「振興山村市町村」という。）は、山村振興基本方針に基づき、政令で定めるところにより、当該振興山村に係る山村振興に関する計画（以下「山村振興計画」という。）を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

2
4 (略)

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（生産出荷近代化計画の樹立）</p> <p>第八条 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、政令で定めるところにより、当該指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための計画（以下「生産出荷近代化計画」という。）をたて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 生産出荷近代化計画においては、<u>作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項を定めるものとする。</u></p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>3 生産出荷近代化計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 土地改良、作付地の集団化、農作業の機械化その他生産の近代化に関する事項</p> <p>二 集荷、選別、保管又は輸送の共同化、規格の統一その他出荷の近代化に関する事項</p> | <p>（生産出荷近代化計画の樹立）</p> <p>第八条 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、政令で定めるところにより、当該指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための計画（以下「生産出荷近代化計画」という。）をたて、これを農林水産大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。</p> <p>2 生産出荷近代化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 <u>作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項</u></p> <p>二 土地改良、作付地の集団化、農作業の機械化その他生産の近代化に関する事項</p> <p>三 集荷、選別、保管又は輸送の共同化、規格の統一その他出荷の近代化に関する事項</p> |

4・5 (略)

6 都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めなければならない。

(生産出荷近代化計画の変更)

第九条 都道府県知事は、生産出荷近代化計画を変更したときは、遅滞なく、その変更の内容を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 前条第五項及び第六項の規定は、生産出荷近代化計画の変更について準用する。

3・4 (略)

(生産出荷近代化計画の変更)

第九条 都道府県知事は、生産出荷近代化計画を変更したときは、遅滞なく、その変更の内容を農林水産大臣に届け出るとともに、その概要を公表しなければならない。

2 前条第四項の規定は、生産出荷近代化計画の変更について準用する。

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（農業振興地域整備基本方針の作成）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>（農業振興地域整備計画の案の縦覧等）</p> <p>第十一条 市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするときは、その旨を公告し、当該農業振興地域整備計画の案を、当該農業振興地域整備計画を定めようとする理由を記載した書面を添えて、その公告の日から<u>おおむね三十日間</u>の期間を定めて縦覧に供しなければならない。</p> <p>2～12（略）</p> <p>（農用地区域内における開発行為の制限）</p> <p>第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この</p> | <p>（農業振興地域整備基本方針の作成）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（農業振興地域整備計画の案の縦覧等）</p> <p>第十一条 市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするときは、その旨を公告し、当該農業振興地域整備計画の案を、当該農業振興地域整備計画を定めようとする理由を記載した書面を添えて、その公告の日から<u>三十日間</u>縦覧に供しなければならない。</p> <p>2～12（略）</p> <p>（農用地区域内における開発行為の制限）</p> <p>第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この</p> |

限りでない。

一〇三の三 (略)

三の四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

四〇七 (略)

二〇八 (略)

限りでない。

一〇三の三 (略)

三の四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第七項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

四〇七 (略)

二〇八 (略)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（沿岸水産資源開発計画の作成）</p> <p>第七条 都道府県は、開発区域を指定した場合において、当該開発区域について、水産動植物の増殖又は養殖を推進して漁業生産の増大を図るため特に必要があると認めるときは、沿岸水産資源開発計画（以下「開発計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（開発区域における行為の届出等）</p> <p>第九条 開発区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者（国の機関、都道府県その他政令で定める者（以下「国の機関等」という。）を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、当該開発区域における水産動植物の増殖又は養殖の推進による漁業生産の増大に支障を及ぼすおそれのある行為で、政令で定めるもの</p> <p>2 都道府県知事は、都道府県が開発計画を定めた場合において、当該開発計画の達成を図るため必要があると認めるときは、開発区域内において、前項各号に掲げる行為をし、若しくはしようとする者又は海面の埋</p> | <p>（沿岸水産資源開発計画の作成）</p> <p>第七条 都道府県は、開発区域を指定したときは、遅滞なく、当該開発区域について、水産動植物の増殖又は養殖を推進して漁業生産の増大を図るため、沿岸水産資源開発計画（以下「開発計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（開発区域における行為の届出等）</p> <p>第九条 開発区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者（国の機関、都道府県その他政令で定める者（以下「国の機関等」という。）を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、当該開発区域に係る開発計画の達成に支障を及ぼすおそれのある行為で、政令で定めるもの</p> <p>2 都道府県知事は、開発計画の達成を図るため必要があると認めるときは、開発区域内において、前項各号に掲げる行為をし、若しくはしようとする者又は海面の埋立て若しくは干拓をする者に対して、必要な勧告</p> |

3
(略)
立て若しくは干拓をする者に対して、必要な勧告をすることができる。
ただし、国の機関等に対しては、この限りでない。

3
(略)
。をすることができる。ただし、国の機関等に対しては、この限りでない

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（農村地域工業等導入基本計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 基本計画においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項の大綱を定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>（削る）</p> <p>二（削る）</p> <p>三 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項の大綱を定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標</p> <p>二 農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標</p> <p>三 その他必要な事項</p> <p>4（略）</p> <p>5（略）</p> | <p>（農村地域工業等導入基本計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 基本計画においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項の大綱を定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標</p> <p>三 農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標</p> <p>四（略）</p> <p>九 その他必要な事項</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> |

(農村地域工業等導入実施計画)

第五条 (略)

- 2 (略)
- 3 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一・二 (略)
 - (削る)
 - (削る)
 - 三・七 (略)
- 4 実施計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 導入される工業等への農業従事者の就業の目標
 - 二 工業等の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標
 - 三 その他必要な事項
- 5 実施計画は、基本計画の内容に即するとともに、前条第四項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 6・7 (略)
- 8 都道府県は、実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 9 (略)
- 10 都道府県又は市町村は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、都道府県にあつては主務大臣及び関係市町村に、市町村にあつては都道府県知事を経由して主務大臣に、実施計画書（実施計画を変更した場合にあつては、当該変更後の実施計画書。以下同じ。）の写しを送付しなければならない。

11
13 (略)

(農村地域工業等導入実施計画)

第五条 (略)

- 2 (略)
- 3 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一・二 (略)
 - 三 導入される工業等への農業従事者の就業の目標
 - 四 工業等の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標
 - 五・九 (略)
 - 十 その他必要な事項
- 4 実施計画は、基本計画の内容に即するとともに、前条第三項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5・6 (略)
- 7 都道府県は、実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係市町村の意見をきかなければならない。
- 8 (略)
- 9 都道府県又は市町村は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、都道府県にあつては主務大臣及び関係市町村に、市町村にあつては都道府県知事を経由して主務大臣に、実施計画書（実施計画を変更した場合にあつては、当該変更後の実施計画書。以下同じ。）の写しを送付しなければならない。
- 10 (略)

10
12 (略)

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（基本計画）</p> <p>第七条の二（略）</p> <p>2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。この場合において、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。</p> <p>一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項</p> <p>二 前項第二号の種類に属する水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項</p> <p>三 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し</p> | <p>（基本計画）</p> <p>第七条の二（略）</p> <p>2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項</p> <p>六 第二号の種類に属する水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項</p> <p>七 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項</p> |

必要な事項

- 4| 基本計画においては、第二項に掲げる事項のほか、放流効果実証事業（生産された水産動物の種苗の放流等を行うことにより当該放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証するとともにその成果を漁業協同組合等に対し普及する事業をいう。以下同じ。）に関し次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。
- 一 第二項第二号の種類のうち放流効果実証事業の対象とすべき水産動物が属するもの
- 二 (略)
- 5| 6| (略)
- 7| 都道府県は、基本計画を定めたときは、これを公表するよう努めなければならない。

(指定)

第十五条 都道府県知事は、第七条の二第四項の規定により基本計画において放流効果実証事業に関し同項に掲げる事項を定めたときは、その管轄に属する水面において水産動物の種苗の放流を行おうとする者で次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、当該都道府県に一を限つて、当該都道府県において放流効果実証事業を実施する者として指定することができる。

一 三 (略)

2 4 (略)

- 3| 基本計画においては、前項に掲げる事項のほか、放流効果実証事業（生産された水産動物の種苗の放流等を行うことにより当該放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証するとともにその成果を漁業協同組合等に対し普及する事業をいう。以下同じ。）に関し次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。
- 一 前項第二号の種類のうち放流効果実証事業の対象とすべき水産動物が属するもの
- 二 (略)
- 4| 5| (略)
- 6| 都道府県は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

(指定)

第十五条 都道府県知事は、第七条の二第三項の規定により基本計画において放流効果実証事業に関し同項に掲げる事項を定めたときは、その管轄に属する水面において水産動物の種苗の放流を行おうとする者で次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、当該都道府県に一を限つて、当該都道府県において放流効果実証事業を実施する者として指定することができる。

一 三 (略)

2 4 (略)

(指定法人の業務)

第十六条 指定法人は、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施しなければならない。

- 一 第七条の二第四項第一号に規定する水産動物の種類に属する水産動物の生産された種苗の放流を行うこと。

二〇四 (略)

(業務実施計画の認可の基準)

第十九条 都道府県知事は、第十七条第一項の認可の申請に係る業務実施計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 業務実施計画が基本計画（第七条の二第二項第一号及び第三号並びに第四項に掲げる事項に係る部分に限る。）の内容に適合するものであること。

二〇四 (略)

(指定法人の業務)

第十六条 指定法人は、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施しなければならない。

- 一 第七条の二三第三項第一号に規定する水産動物の種類に属する水産動物の生産された種苗の放流を行うこと。

二〇四 (略)

(業務実施計画の認可の基準)

第十九条 都道府県知事は、第十七条第一項の認可の申請に係る業務実施計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 業務実施計画が基本計画（第七条の二第二項第一号及び第三号並びに第三項に掲げる事項に係る部分に限る。）の内容に適合するものであること。

二〇四 (略)

○ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（抄）（第七十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（基本構想）</p> <p>第二条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削る）</p> <p>3 都道府県知事は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>（林業経営改善計画）</p> <p>第三条 前条第三項の規定による公表があつた基本構想に係る都道府県の区域内において林業を営む者は、林業経営改善計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該林業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（合理化計画）</p> <p>第四条 都道府県知事は、<u>第二条の二第三項</u>の規定により基本構想を公表</p> | <p>（基本構想）</p> <p>第二条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（林業経営改善計画）</p> <p>第三条 前条第四項の規定による公表があつた基本構想に係る都道府県の区域内において林業を営む者は、林業経営改善計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該林業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（合理化計画）</p> <p>第四条 都道府県知事は、<u>第二条の二第四項</u>の規定により基本構想を公表</p> |

した場合には、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する次に掲げる者の申請に基づき、その者の作成する木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（以下「合理化計画」という。）であつて生産行程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善に関する措置を内容とするものが適当である旨の認定をすることができる。

一〇五（略）

2 都道府県知事は、第二条の二第三項の規定により基本構想を公表した場合には、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する前項各号に掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするものが適当である旨の認定をすることができる。

一〇三（略）

三〇五（略）

した場合には、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する次に掲げる者の申請に基づき、その者の作成する木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（以下「合理化計画」という。）であつて生産行程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善に関する措置を内容とするものが適当である旨の認定をすることができる。

一〇五（略）

2 都道府県知事は、第二条の二第四項の規定により基本構想を公表した場合には、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する前項各号に掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするものが適当である旨の認定をすることができる。

一〇三（略）

三〇五（略）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（地力増進対策指針）</p> <p>第六条 都道府県知事は、対策調査の結果に基づき、地力増進地域について、地力の増進を図るための農業者等に対する指針（以下「地力増進対策指針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 地力増進対策指針には、<u>おおむね次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、地力増進基本指針の内容に即するものでなければならない。</u></p> <p>一〜五（略）</p> <p>3 都道府県知事は、地力増進対策指針を定めようとするときは、あらかじめ、<u>関係市町村及び関係農業者の組織する団体の意見を聴くよう努めなければならない。</u></p> <p>4 都道府県知事は、地力増進対策指針を定めたときは、<u>遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</u></p> <p>5（略）</p> | <p>（地力増進対策指針）</p> <p>第六条 都道府県知事は、対策調査の結果に基づき、地力増進地域について、地力の増進を図るための農業者等に対する指針（以下「地力増進対策指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 地力増進対策指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、地力増進基本指針の内容に即するものでなければならない。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>3 都道府県知事は、地力増進対策指針を定めようとするときは、あらかじめ、<u>関係市町村及び関係農業者の組織する団体の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>4 都道府県知事は、地力増進対策指針を定めたときは、<u>遅滞なく、これを公表しなければならない。</u></p> <p>5（略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（集落地域整備基本方針）</p> <p>第四条 都道府県知事は、集落地域について、その整備又は保全に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 基本方針においては、集落地域の位置及び区域に関する基本的事項を定めるほか、<u>おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p>（削る）</p> <p>一〇五（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>5 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、<u>農林水産大臣及び国土交通大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p> | <p>（集落地域整備基本方針）</p> <p>第四条 都道府県知事は、集落地域について、その整備又は保全に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 集落地域の位置及び区域に関する基本的事項</p> <p>二〇六（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、当該基本方針に定める集落地域の位置及び区域に関する基本的事項その他の政令で定める事項について、<u>あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣に協議しなければならない。</u></p> <p>6 農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の協議を受けたときは、<u>関係行政機関の長に協議しなければならない。</u></p> <p>7 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、<u>農林水産大臣及び国土交通大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>8 第四項から前項までの規定は、基本方針の変更について準用する。</p> |

(集落地区計画)

第五条 (略)

2 (略)

3 集落地区計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、主として当該区域内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設(第五項及び第六項において「集落地区施設」という。)及び建築物その他の工作物(以下この章において「建築物等」という。)の整備並びに土地の利用に関する計画(以下この章において「集落地区整備計画」という。)を都市計画に定めるものとする。

4 集落地区計画については、前項に規定する事項のほか、当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針を都市計画に定めるよう努めるものとする。

5 集落地区整備計画においては、次に掲げる事項を定めることができる。

一 四 (略)

6・7 (略)

(集落農業振興地域整備計画)

第七条 (略)

2 集落農業振興地域整備計画においては、その区域を定めるほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

(集落地区計画)

第五条 (略)

2 (略)

3 集落地区計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針並びに主として当該区域内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設(次項及び第五項において「集落地区施設」という。)及び建築物その他の工作物(以下この章において「建築物等」という。)の整備並びに土地の利用に関する計画(以下この章において「集落地区整備計画」という。)を都市計画に定めるものとする。

4 集落地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、集落地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一 四 (略)

5・6 (略)

(集落農業振興地域整備計画)

第七条 (略)

2 集落農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

| | |
|--|---|
| <p>4 (略)</p> <p>3 集落農業振興地域整備計画は、基本方針及び農業振興地域整備計画に適合するとともに、農業振興地域の整備に関する法律第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、前項の区域の自然的・経済的社会的諸条件を考慮して、当該区域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。</p> | <p>4 (略)</p> <p>3 集落農業振興地域整備計画は、基本方針及び農業振興地域整備計画に適合するとともに、農業振興地域の整備に関する法律第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、前項第一号の区域の自然的・経済的社会的諸条件を考慮して、当該区域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。</p> |
|--|---|

(削る)

一 当該区域内における土地の農業上の効率的な利用に関する事項

二 当該区域内における農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項

3 集落農業振興地域整備計画は、基本方針及び農業振興地域整備計画に適合するとともに、農業振興地域の整備に関する法律第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、前項の区域の自然的・経済的社会的諸条件を考慮して、当該区域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

一 集落農業振興地域整備計画の区域

二 前号の区域内における土地の農業上の効率的な利用に関する事項

三 第一号の区域内における農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項

3 集落農業振興地域整備計画は、基本方針及び農業振興地域整備計画に適合するとともに、農業振興地域の整備に関する法律第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、前項第一号の区域の自然的・経済的社会的諸条件を考慮して、当該区域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（基本方針）</p> <p>第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において相当数の市民農園の整備が見込まれる場合において、その適正かつ円滑な整備を図ることが必要であると認めるときは、市民農園の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>3 基本方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、市民農園の整備の基本的な方向その他必要な事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更することができる。</p> <p>7 （略）</p> | <p>（基本方針）</p> <p>第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において相当数の市民農園の整備が見込まれる場合において、その適正かつ円滑な整備を図ることが必要であると認めるときは、市民農園の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 市民農園の整備の基本的な方向</p> <p>二 四 （略）</p> <p>五 その他必要な事項</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。</p> <p>6 （略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（都道府県計画）</p> <p>第十一条 都道府県は、基本方針に即して、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （削る）</p> <p>三 （削る）</p> <p>四 （削る）</p> <p>五 （削る）</p> <p>3 都道府県計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 獣医師の確保に関する目標</p> <p>二 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針</p> <p>三 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項</p> | <p>（都道府県計画）</p> <p>第十一条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容に即するものでなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 獣医師の確保に関する目標</p> <p>三 （略）</p> <p>四 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針</p> <p>五 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項</p> <p>六 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項</p> <p>3 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該都道府県計画に定める前項第一号及び第三号に規定する事項について、農林水産大臣に協議しなければならない。</p> |

4 四
（略） その他獣医療を提供する体制の整備に關し必要な事項

4
（略）

○ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）（抄）（第七十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（農林業等活性化基盤整備計画） 第四条（略）</p> <p>2 基盤整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 （削る） 一・二（略） （削る）</p> <p>3 基盤整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、農林業その他の事業の活性化の目標その他主務省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 第二項第一号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。 （削る） 一・二（略） （削る）</p> <p>5 第二項第一号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものにおいては、前項各号に掲げる事項のほか、農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針その他農林水産省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。</p> | <p>（農林業等活性化基盤整備計画） 第四条（略）</p> <p>2 基盤整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 農林業その他の事業の活性化の目標 二・三（略） 四 その他主務省令で定める事項</p> <p>3 前項第二号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針 二・三（略） 四 その他農林水産省令で定める事項</p> |

| | |
|---|---|
| <p>6 市町村は、第四項各号に規定する算定基準を定めようとする場合には、適正な地価の形成が図られるよう配慮するものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 市町村は、基盤整備計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、第二項第一号に掲げる事項について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>9 (略)</p> <p>(土地改良法の特例)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる規定により、対象施行地域につき換地計画を定める場合について準用する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市町村 土地改良法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条第一項</p> | <p>4 市町村は、前項第二号及び第三号に規定する算定基準を定めようとする場合には、適正な地価の形成が図られるよう配慮するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 市町村は、基盤整備計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、第二項第二号に掲げる事項について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>(土地改良法の特例)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる規定により、対象施行地域につき換地計画を定める場合について準用する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市町村 土地改良法第九十六条の四において準用する同法第五十二条第一項</p> |
|---|---|

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（基本方針）</p> <p>第四条 都道府県は、前条各号に掲げる要件に該当する地域についての農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 基本方針においては、次条第一項の市町村計画の指針となるべきものとして、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定に関する事項を定めるほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>（削る）</p> <p>二〇四（略）</p> <p>3 都道府県は、基本方針においては、前項に規定する事項のほか、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して農林水産省令で定める事項を併せて定めることができる。</p> <p>（削る）</p> | <p>（基本方針）</p> <p>第四条 都道府県は、前条各号に掲げる要件に該当する地域についての農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項について、次条第一項の市町村計画の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定に関する事項</p> <p>三〇五（略）</p> <p>3 都道府県は、基本方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して農林水産省令で定める事項を併せて定めることができる。</p> <p>4 都道府県は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、農林水</p> |

4 都道府県は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

5 都道府県は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更することができる。

6 第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(市町村計画)

第五条 (略)

2 市町村計画においては、整備地区の区域を定めるほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

(削る)

一〇四 (略)

3 市町村は、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を図ることが必要と認められる場合には、市町村計画において、前項に規定する事項のほか、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して農林水産省令で定める事項を併せて定めることができる。

(削る)

4 市町村は、市町村計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

産大臣に協議しなければならない。

5 都道府県は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 都道府県は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(市町村計画)

第五条 (略)

2 市町村計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 整備地区の区域

二〇五 (略)

3 市町村は、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を図ることが必要と認められる場合には、市町村計画において、前項各号に掲げる事項のほか、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して農林水産省令で定める事項を併せて定めることができる。

4 市町村は、市町村計画を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

5 市町村は、市町村計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5| 前項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

6| 前二項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（就農促進方針）</p> <p>第三条 都道府県知事は、当該都道府県における青年等の就農促進に関する方針（以下「就農促進方針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 就農促進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>3 就農促進方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、青年等の就農促進に関する基本的な方向を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、就農促進方針を変更することができる。</p> <p>5 （略）</p> | <p>（就農促進方針）</p> <p>第三条 都道府県知事は、当該都道府県における青年等の就農促進に関する方針（以下「就農促進方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 就農促進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 青年等の就農促進に関する基本的な方向</p> <p>二・三 （略）</p> <p>3 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、就農促進方針を変更するものとする。</p> <p>4 （略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(導入指針)</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 導入指針においては、都道府県における主要な種類の農作物について、都道府県の区域又は自然的条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、当該農作物及び地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 導入指針においては、前項各号に掲げる事項のほか、同項第一号に該当する農業生産方式の導入を促進するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 都道府県は、情勢の推移により必要が生じたときは、導入指針を変更することができる。</p> <p>5 (略)</p> | <p>(導入指針)</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 導入指針においては、都道府県における主要な種類の農作物について、都道府県の区域又は自然的条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、当該農作物及び地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 その必要な事項</p> <p>3 都道府県は、情勢の推移により必要が生じたときは、導入指針を変更するものとする。</p> <p>4 (略)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(都道府県計画)</p> <p>第八条 都道府県は、基本方針に即して、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 都道府県計画においては、整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標を定めるものとする。</p> <p>3 都道府県計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 家畜排せつ物の利用の目標</p> <p>二 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項</p> <p>三 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項</p> <p>4 (略)</p> | <p>(都道府県計画)</p> <p>第八条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容に即するものでなければならない。</p> <p>一 家畜排せつ物の利用の目標</p> <p>二 整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標</p> <p>三 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項</p> <p>四 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項</p> <p>3 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該都道府県計画に定める前項第一号及び第二号に掲げる事項について、農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> |

○ 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）（抄）（第八十四条関係）（傍線部分は改正部分）

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p> | <p style="text-align: center;">現 行</p> |
| <p>（県計画） 第五条（略） 2～6（略） 7 関係県は、県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村に通知しなければならない。</p> | <p>（県計画） 第五条（略） 2～6（略） 7 関係県は、県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に通知しなければならない。</p> |
| <p>8（略）</p> | <p>8（略）</p> |

○ 有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）（抄）（第八十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（推進計画） 第七条（略）</p> <p>2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> | <p>（推進計画） 第七条（略）</p> <p>2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> |

○ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）（抄）（第八十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第五条第八項に規定する活性化施設の用に供される土地及び開発して同項に規定する活性化施設の用に供されることが適当な土地（前二号に掲げる土地を除く。）</p> <p>四（略）</p> <p>（活性化計画の作成等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 活性化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>（削る）</p> <p>二 前号の区域において定住等及び地域間交流を促進するために必要な次に掲げる事業に関する事項</p> <p>イ〜ニ（略）</p> | <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第五条第七項に規定する活性化施設の用に供される土地及び開発して同項に規定する活性化施設の用に供されることが適当な土地（前二号に掲げる土地を除く。）</p> <p>四（略）</p> <p>（活性化計画の作成等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 活性化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 活性化計画の目標</p> <p>三 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項</p> <p>イ〜ニ（略）</p> |

三 (略)

(削る)

四 (略)

(削る)

3| 活性化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一| 活性化計画の目標

二| 前項第二号及び第三号に掲げる事項に係る他の地方公共団体との連携に関する事項

三| その他農林水産省令で定める事項

4| 第二項第二号及び第三号に掲げる事項には、当該活性化計画を作成する都道府県又は市町村が実施する事業又は事務（以下「事業等」という。）に係るものを記載するほか、必要に応じ、定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業者の組織する団体若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに準ずる者として農林水産省令で定めるもの（都道府県が作成する活性化計画にあつては、当該都道府県と共同して活性化計画を作成する市町村以外の市町村を含む。以下「農林漁業団体等」という。）が実施する事業等（活性化計画を作成する都道府県又は市町村が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができる。

5| 7| (略)

8| 活性化計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、当該活性化計画を

四 (略)

五| 前二号に掲げる事項に係る他の地方公共団体との連携に関する事項

六 (略)

七| その他農林水産省令で定める事項

3| 前項第三号及び第四号に掲げる事項には、当該活性化計画を作成する都道府県又は市町村が実施する事業又は事務（以下「事業等」という。）に係るものを記載するほか、必要に応じ、定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業者の組織する団体若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに準ずる者として農林水産省令で定めるもの（都道府県が作成する活性化計画にあつては、当該都道府県と共同して活性化計画を作成する市町村以外の市町村を含む。以下「農林漁業団体等」という。）が実施する事業等（活性化計画を作成する都道府県又は市町村が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができる。

4| 6| (略)

7| 活性化計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、当該活性化計画を

作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（同項第二号に掲げる事業により整備される施設（以下「活性化施設」という。）の整備を図るため行う農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）及びこれと併せ行う当該所有権の移転等を円滑に推進するために必要な農林地についての所有権の移転等を促進する事業をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一〜四（略）

9| 前項の規定により活性化計画に農林地所有権移転等促進事業に関する事項を記載しようとする市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成する市町村を除く。）は、当該事項のうち同項第二号及び第三号に掲げる事項については、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

10| （略）

11| 都道府県又は市町村は、活性化計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にあっては関係市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）に、市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）にあっては都道府県に、当該活性化計画の写しを送付しなければならない。

12| 第五項から第七項まで、第九項及び前項の規定は、活性化計画の変更について準用する。

作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（同項第三号に掲げる事業により整備される施設（以下「活性化施設」という。）の整備を図るため行う農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）及びこれと併せ行う当該所有権の移転等を円滑に推進するために必要な農林地についての所有権の移転等を促進する事業をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一〜四（略）

8| 前項の規定により活性化計画に農林地所有権移転等促進事業に関する事項を記載しようとする市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成する市町村を除く。）は、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

9| （略）

10| 都道府県又は市町村は、活性化計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にあっては関係市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）に、市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）にあっては都道府県に、当該活性化計画の写しを送付しなければならない。

11| 第四項から第六項まで、第八項及び前項の規定は、活性化計画の変更について準用する。

(所有権移転等促進計画の作成等)

第七条 第五条第八項各号に掲げる事項が記載された活性化計画を作成した市町村は、農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

255 (略)

(市民農園整備促進法の特例)

第十一条 第五条第四項の規定により活性化計画にその実施する市民農園(市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第二条第二項に規定する市民農園をいう。)の整備に関する事業が記載された農林漁業団体等は、同法第七条第一項の認定の申請に係る事項が当該事業に係るものであるときは、同項及び同条第二項(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項の一部を省略する手続その他の農林水産省令・国土交通省令で定める簡略化された手続によることができる。

(所有権移転等促進計画の作成等)

第七条 第五条第七項各号に掲げる事項が記載された活性化計画を作成した市町村は、農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

255 (略)

(市民農園整備促進法の特例)

第十一条 第五条第三項の規定により活性化計画にその実施する市民農園(市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第二条第二項に規定する市民農園をいう。)の整備に関する事業が記載された農林漁業団体等は、同法第七条第一項の認定の申請に係る事項が当該事業に係るものであるときは、同項及び同条第二項(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項の一部を省略する手続その他の農林水産省令・国土交通省令で定める簡略化された手続によることができる。

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（ガス用品の提出） 第四十七条の二（略）</p> <p>2 国（前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第五十二条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされている場合にあつては、都道府県又は市）は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（都道府県又は市が処理する事務） 第五十二条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行うこととすることができる。</p> <p>（経済産業大臣の指示） 第五十二条の三 経済産業大臣は、第三十九条の十八各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体についてガスによる災害の発生のおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事又は市長に対し、第五十二条の</p> | <p>（ガス用品の提出） 第四十七条の二（略）</p> <p>2 国（前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第五十二条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県）は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（都道府県が処理する事務） 第五十二条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>（経済産業大臣の指示） 第五十二条の三 経済産業大臣は、第三十九条の十八各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体についてガスによる災害の発生のおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第五十二条の規定に基</p> |

規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務のうち政令で定めるものに関し、災害の拡大を防止するために必要な指示をすることができる。

づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされる事務のうち政令で定めるものに関し、災害の拡大を防止するために必要な指示をすることができる。

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第四条の二 都道府県は、当該都道府県内の町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、第三項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「<u>都道府県準則</u>」という。）を定めることができる。</p> <p>2 市は、当該市の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地面積率等に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「<u>市準則</u>」という。）を定めることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第一項及び第二項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。</p> | <p>第四条の二 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「<u>地域準則</u>」という。）を定めることができる。</p> <p>（新規）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。</p> |

(届出)

第六条 製造業等に係る工場又は事業場（政令で定める業種に属するものを除く。）であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの（以下「特定工場」という。）の新設（敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を、当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する市長（以下単に「市長」という。）に届け出なければならぬ。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で経済産業大臣及び環境大臣が産業構造審議会の意見を聴いて指定するもの（以下「指定地区」という。）に属しない場合は、第六号の事項については、この限りでない。

一〇七 (略)

2 (略)

第七条 前条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場の設置をして

(届出)

第六条 製造業等に係る工場又は事業場（政令で定める業種に属するものを除く。）であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの（以下「特定工場」という。）の新設（敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に届け出なければならぬ。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で経済産業大臣及び環境大臣が産業構造審議会の意見を聴いて指定するもの（以下「指定地区」という。）に属しない場合には、第六号の事項については、この限りでない。

一〇七 (略)

2 (略)

第七条 前条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場の設置をして

いる者（当該特定工場の新設のための工事をしている者を含む。）は、当該特定工場に係る同項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、当該特定工場内の生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は環境施設若しくは第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、前条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合に限る。次条第一項において同じ。）に係る変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）で当該特定工場となる日以後最初に行われるものをしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び前条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを、当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合には都道府県知事に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合には市長に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。

2 (略)

(変更の届出)

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更（前条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項）をその届出をした都道

いる者（当該特定工場の新設のための工事をしている者を含む。）は、当該特定工場に係る同項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、当該特定工場内の生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は環境施設若しくは第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、前条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合に限る。次条第一項において同じ。）に係る変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）で当該特定工場となる日以後最初に行われるものをしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び前条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。

2 (略)

(変更の届出)

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更（前条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項）を都道府県知事に届け

府県知事又は市長に届け出なければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(勧告)

第九条 都道府県知事又は市長は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項（敷地面積又は建築物の建築面積の増加をすることにより特定工場となる場合に係る第六条第一項の規定による届出の場合には、当該増加に係る部分に限り、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出の場合には、当該変更に係る部分に限る。以下同じ。）のうち第六条第一項第五号及び第六号の事項以外の事項が次の各号のいずれかに該当するときは、その届出をした者に対し、特定工場の設置の場所に関し必要な事項について勧告をすることができる。

一・二 (略)

2 都道府県知事又は市長は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項のうち第六条第一項第五号の事項が第一号に該当し、又は同項第六号の事項が第二号に該当するときは、その届出をした者に対し、同項第五号又は第六号の事項に関し必要な事項について勧告をすることができる。

一 第四条第一項の規定により公表された準則（第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則を

出なければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(勧告)

第九条 都道府県知事は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項（敷地面積又は建築物の建築面積の増加をすることにより特定工場となる場合に係る第六条第一項の規定による届出の場合には、当該増加に係る部分に限り、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出の場合には、当該変更に係る部分に限る。以下同じ。）のうち第六条第一項第五号及び第六号の事項以外の事項が次の各号の一に該当するときは、その届出をした者に対し、特定工場の設置の場所に関し必要な事項について勧告をすることができる。

一・二 (略)

2 都道府県知事は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項のうち第六条第一項第五号の事項が第一号に該当し、又は同項第六号の事項が第二号に該当するときは、その届出をした者に対し、同項第五号又は第六号の事項に関し必要な事項について勧告をすることができる。

一 第四条第一項の規定により公表された準則（第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則を含む。）に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支

含む。)に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 (略)

3 (略)

(変更命令)

第十条 都道府県知事又は市長は、前条第二項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。

2 (略)

(実施の制限)

第十一条 (略)

2 都道府県知事又は市長は、第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る事項について、その内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更の届出)

第十二条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、第六条第一項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその届出をした都道府県知事又は市長に届け出なければならない。

障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 (略)

3 (略)

(変更命令)

第十条 都道府県知事は、前条第二項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。

2 (略)

(実施の制限)

第十一条 (略)

2 都道府県知事は、第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る事項について、その内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更の届出)

第十二条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、第六条第一項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十三条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨をその届出をした都道府県知事又は市長に届け出なければならない。

第十五条の四 削除

(承継)

第十三条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(大都市の特例)

第十五条の四 この法律の規定により、都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)において、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（電気用品の提出） 第四十六条の二（略）</p> <p>2 国（前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第五十五条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされている場合にあつては、都道府県又は市）は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（都道府県又は市が処理する事務） 第五十五条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行うこととすることができる。</p> | <p>（電気用品の提出） 第四十六条の二（略）</p> <p>2 国（前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第五十五条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県）は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（都道府県が処理する事務） 第五十五条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> |

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）（第九十条関係）（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（液化石油ガス器具等の提出） 第八十三条の二（略）</p> <p>2 国（前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第九十四条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされている場合にあつては、都道府県又は市）は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（都道府県又は市が処理する事務） 第九十四条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行うこととすることができる。</p> <p>（経済産業大臣の指示） 第九十五条の二 経済産業大臣は、液化石油ガスによる災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は市長に対し、この法律又は第九十四条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務に関し、必要な指示をすること</p> | <p>（液化石油ガス器具等の提出） 第八十三条の二（略）</p> <p>2 国（前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第九十四条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県）は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（都道府県が処理する事務） 第九十四条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>（経済産業大臣の指示） 第九十五条の二 経済産業大臣は、液化石油ガスによる災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、この法律又は第九十四条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に関し、必要な指示をすることができる。</p> |

ができる。

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（消費生活用製品の提出）</p> <p>第四十二条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 国（前二項の規定に基づく内閣総理大臣又は主務大臣の権限に属する事務を第五十五条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされている場合にあつては、都道府県又は市）は、前二項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（都道府県又は市が処理する事務）</p> <p>第五十五条 次条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行うことができる。</p> <p>（主務大臣の指示）</p> <p>第五十七条 主務大臣は、特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生のおそれがあると認める場合において、当該危害の発生</p> | <p>（消費生活用製品の提出）</p> <p>第四十二条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 国（前二項の規定に基づく内閣総理大臣又は主務大臣の権限に属する事務を第五十五条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県）は、前二項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第五十五条 次条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。</p> <p>（主務大臣の指示）</p> <p>第五十七条 主務大臣は、特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生のおそれがあると認める場合において、当該危害の発生</p> |

及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事又は市長に対し、第五十五条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務のうち政令で定めるものに関し、当該危害の発生及び拡大を防止するために必要な指示をすることができる。

及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第五十五条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされる事務のうち政令で定めるものに関し、当該危害の発生及び拡大を防止するために必要な指示をすることができる。

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p> | <p>（都道府県又は市が処理する事務）</p> <p>第十五条 この法律に規定する経済産業大臣、主務大臣及び第四条第八項に規定する所管大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行うことができる。</p> |
| <p style="text-align: center;">現 行</p> | <p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第十五条 この法律に規定する経済産業大臣、主務大臣及び第四条第八項に規定する所管大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（利便性向上等事業計画）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 利便性向上等事業計画は、当該周辺地域（第四項において準用する第四条第一項後段に規定する場合にあつては、同項後段に規定する市町村の区域を含む。）の住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業（民間事業者が当該事業を実施する場合にあつては、当該民間事業者に対する支援措置を含む。）の概要及び経費の概算について定めるものとする。</p> <p>3・4（略）</p> | <p>（利便性向上等事業計画）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 利便性向上等事業計画は、当該周辺地域（第四項において準用する第四条第一項後段に規定する場合にあつては、同項後段に規定する市町村の区域を含む。）の住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業（民間事業者が当該事業を実施する場合にあつては、当該民間事業者に対する支援措置を含む。）の概要、<u>経費の概算</u>その他主務省令で定める事項について定めるものとする。</p> <p>3・4（略）</p> |

○ 計量法（平成四年法律第五十一号）（抄）（第九十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

| | |
|-----------|--|
| 改正案 | 現行 |
| 第百五十五条 削除 | （協議） 第百五十五条 都道府県知事及び特定市町村の長は、この法律によりその権限に属する事務の当該特定市町村の区域における執行に関し、毎年四月に、協議しなければならない。 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（事業環境整備構想）</p> <p>第二十五条 都道府県又は指定都市（以下この節において「都道府県等」という。）は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域について、地域産業資源（技術、人材その他の地域に存在する産業資源をいう。）を活用して行う事業環境の整備に関する構想（以下この節において「事業環境整備構想」という。）を作成することができる。</p> <p>2 事業環境整備構想においては、第一号に掲げる事項について定めるとともに、必要に応じて第二号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 都道府県等が、第一項の規定により作成した事業環境整備構想を変更又は廃止するときは、前二項の規定を準用する。</p> | <p>（事業環境整備構想）</p> <p>第二十五条 都道府県又は指定都市（以下この節において「都道府県等」という。）は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域について、地域産業資源（技術、人材その他の地域に存在する産業資源をいう。）次項において同じ。）を活用して行う事業環境の整備に関する構想（以下この節において「事業環境整備構想」という。）を作成することができる。</p> <p>2 事業環境整備構想においては、第一号及び第二号に掲げる事項について定めるとともに、必要に応じて第三号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備の意義に関する事項</p> <p>二・三 （略）</p> <p>3 都道府県は、事業環境整備構想を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。</p> <p>4 指定都市は、事業環境整備構想を作成しようとするときは、関係道府県に協議しなければならない。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>7 都道府県等が、第一項の規定により作成した事業環境整備構想を変更又は廃止するときは、第三項から前項までの規定を準用する。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>改正後</p> | <p>第三十四条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③前項会計事務ヲ掌ル職員ヲ定メタルトキハ遅滞ナク都道府県知事ニ届出 ツベシ</p> <p>第七十八条 左ニ掲グル事件アリタルトキハ遅滞ナク都道府県知事ニ届出 ツベシ</p> <p>一〇八（略）</p> <p>第七十九条及第八十条 削除</p> |
| <p>現行</p> | <p>第三十四条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③前項会計事務ヲ掌ル職員ニ付テハ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ</p> <p>第七十八条 左ニ掲グル事件ハ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ</p> <p>一〇八（略）</p> <p>第七十九条 組合ノ事務ニ関シ都道府県知事ノ許可ヲ受クベキ事件ニ付テハ都道府県知事ハ許可申請ノ趣旨ニ反セズト認ムル範囲内ニ於テ更正シテ許可ヲ与フルコトヲ得</p> <p>第八十条 削除</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>（都道府県の水防計画）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。</p> <p>（水防計画）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。</p> <p>3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。</p> | <p>（都道府県の水防計画）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>（水防計画）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第六條 削除</p> <p>（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助）</p> <p>第七條 国は、事業主体が<u>住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七條第一項に規定する都道府県計画（以下単に「都道府県計画」とい</u>う。）に基づいて公営住宅の建設等をする場合には、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用（当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用及び公営住宅を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条及び次条において同じ。）の二分の一を補助するものとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（建替計画）</p> <p>第三十七條 （略）</p> <p>2 建替計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> | <p>（公営住宅の計画的な整備）</p> <p>第六條 公営住宅の整備は、<u>住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七條第一項に規定する都道府県計画（以下単に「都道府県計画」とい</u>う。）に基づいて行わなければならない。</p> <p>（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助）</p> <p>第七條 国は、事業主体が<u>都道府県計画</u>に基づいて公営住宅の建設等をする場合には、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用（当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用及び公営住宅を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条及び次条において同じ。）の二分の一を補助するものとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（建替計画）</p> <p>第三十七條 （略）</p> <p>2 建替計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> |

(削る)

一 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅及び当該事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数

(削る)

二 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅のうち前項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数

(削る)

3 前項各号に掲げるもののほか、建替計画においては、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 公営住宅建替事業を施行する土地の面積

二 公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の構造

4 7 (略)

(公営住宅の明渡しの請求)

第三十八条 事業主体は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、前条第六項(同条第七項)において準用する場合を含む。)の規定による通知をした後、当該公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2・3 (略)

(新たに整備される公営住宅への入居)

第四十条 事業主体は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除

一 公営住宅建替事業を施行する土地の面積

二 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅及び当該事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数

三 公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の構造

四 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅のうち前項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数

五 その他国土交通省令で定める事項

3 6 (略)

(公営住宅の明渡しの請求)

第三十八条 事業主体は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、前条第五項(同条第六項)において準用する場合を含む。)の規定による通知をした後、当該公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2・3 (略)

(新たに整備される公営住宅への入居)

第四十条 事業主体は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除

却前の最終の入居者（当該事業に係る公営住宅の用途廃止について第三十七条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認があつた日における入居者で、当該事業の施行に伴い当該公営住宅の明渡しをするものに限る。以下同じ。）で、三十日を下らない範囲内で当該入居者ごとに事業主体の定める期間内に当該事業により新たに整備される公営住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該公営住宅に入居させなければならない。この場合においては、その者については、第二十三条及び第二十四条第二項の規定は、適用しない。

2～4 （略）

（公営住宅又は共同施設の処分）

第四十四条 （略）

2 （略）

3 事業主体は、公営住宅若しくは共同施設が災害その他の特別の事由によりこれを引き続いて管理することが不相当であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たとき、公営住宅若しくは共同施設がその耐用年限を勘案して国土交通大臣の定める期間を経過した場合又は第三十七条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認を得た場合においては、公営住宅又は共同施設の用途を廃止することができる。

4～6 （略）

却前の最終の入居者（当該事業に係る公営住宅の用途廃止について第三十七条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認があつた日における入居者で、当該事業の施行に伴い当該公営住宅の明渡しをするものに限る。以下同じ。）で、三十日を下らない範囲内で当該入居者ごとに事業主体の定める期間内に当該事業により新たに整備される公営住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該公営住宅に入居させなければならない。この場合においては、その者については、第二十三条及び第二十四条第二項の規定は、適用しない。

2～4 （略）

（公営住宅又は共同施設の処分）

第四十四条 （略）

2 （略）

3 事業主体は、公営住宅若しくは共同施設が災害その他の特別の事由によりこれを引き続いて管理することが不相当であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たとき、公営住宅若しくは共同施設がその耐用年限を勘案して国土交通大臣の定める期間を経過した場合又は第三十七条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認を得た場合においては、公営住宅又は共同施設の用途を廃止することができる。

4～6 （略）

(事務の区分)

第五十四条 第三十七条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第四十四条第六項、第四十五条第三項及び第四十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

1 (略)

2 この法律施行の時に、現に地方公共団体がその住民に賃貸するため管理している住宅でその建設について国の補助を受けたもの及び地方公共団体がその住民に賃貸するため昭和二十六年において国の補助を受けて建設して管理する住宅は、公営住宅とみなして、この法律の規定(第七条を除く。)を適用する。

3 15 (略)

※地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において第十五項が削除され、第十六項が第十五項に項ずれ(現在は第十六項まであり)

(事務の区分)

第五十四条 第三十七条第四項、第四十四条第六項、第四十五条第三項及び第四十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

1 (略)

2 この法律施行の時に、現に地方公共団体がその住民に賃貸するため管理している住宅でその建設について国の補助を受けたもの及び地方公共団体がその住民に賃貸するため昭和二十六年において国の補助を受けて建設して管理する住宅は、公営住宅とみなして、この法律の規定(第六条及び第七条を除く。)を適用する。

3 15 (略)

○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）（第九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

※地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(管理の特例) 第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町村は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。</p> <p>4 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前三項の規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て</p> | <p>(管理の特例) 第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前二項の規定により指定市又は指定市以外の市が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これ</p> |

、これを行うことができる。

5| 指定市以外の市町村は、前三項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

6| 第一項から第四項までの場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(道路の区域の決定及び供用の開始等)

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者(指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。)は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所(以下「道路管理者の事務所」という。)において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 (略)

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七

を行うことができる。

4| 指定市以外の市町村は、前二項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5| 第一項から第三項までの場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(道路の区域の決定及び供用の開始等)

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項若しくは第二項の規定によつて道路を管理する者(指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。)は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所(以下「道路管理者の事務所」という。)において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 (略)

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七

条第四項又は第十九条から第二十二條までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示)

第二十四條の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、条例(国道にあつては、国土交通省令)で定めるところにより、駐車料金、駐車することができるとき他の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に關し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(有料の橋又は渡船施設)

第二十五條 都道府県又は市町村である道路管理者は、都道府県道又は市町村道について、橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用の全部又は一部を償還するために、一定の期間を限り、当該橋の通行者又は当該渡船施設の利用者から、その通行者又は利用者が受ける利益を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、料金を徴収することができる。

2 (略)

3 道路管理者は、第一項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他必要な図面を添えて、その旨を

条第三項又は第十九条から第二十二條までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示)

第二十四條の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、国土交通省令で定めるところにより、駐車料金、駐車することができるとき他の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に關し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(有料の橋又は渡船施設)

第二十五條 都道府県又は市町村である道路管理者は、都道府県道又は市町村道について国土交通大臣の許可を受けて、橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用の全部又は一部を償還するために、一定の期間を限り、当該橋の通行者又は当該渡船施設の利用者から、その通行者又は利用者が受ける利益をこえない範囲内において、条例で定めるところにより、料金を徴収することができる。

2 (略)

3 第一項の規定による許可を受けようとする道路管理者は、設計図その他必要な図面を添附して左に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大

国土交通大臣に届け出なければならない。

一〇七 (略)

4 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(削る)

(削る)

(有料の橋又は渡船施設の工事の検査)

第二十六条 前条第一項の規定により料金を徴収しようとする道路管理者は、工事の途中において、国土交通省令で定めるところにより、都道府県である道路管理者にあつては国土交通大臣の、市町村である道路管理者にあつては都道府県知事の検査を受けなければならない。工事が完了した場合においても、同様とする。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による検査の結果当該橋又は渡船施設の構造が前条第三項の規定による届出に係る同項第一号

臣に提出しなければならない。

一〇七 (略)

4 国土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る橋又は渡船施設の新設又は改築が第二項各号に該当し、且つ申請に係る前項各号に掲げる事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可を与えることができる。

5 道路管理者は、第三項第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとする場合においては国土交通大臣の許可を受け、同項第一号又は第七号に掲げる事項を変更しようとする場合（同項第五号又は第六号に掲げる事項を併せて変更しようとする場合を除く。）においては国土交通大臣に協議しなければならない。

6 道路管理者は、第三項第二号から第四号までに掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

(許可を受けた道路管理者の義務)

第二十六条 前条第一項の規定による許可を受けた道路管理者は、工事の途中において、国土交通省令で定めるところにより、都道府県である道路管理者にあつては国土交通大臣の、市町村である道路管理者にあつては都道府県知事の検査を受けなければならない。工事が完了した場合においても、同様とする。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による検査の結果当該橋又は渡船施設の構造が前条第一項の許可に係る同条第三項第一号の工

の工事方法（同条第四項の規定による工事方法の変更（同条第三項第五号又は第六号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。）に係る届出があつたときは、その変更後のもの）に適合しないと認める場合においては、届出をした道路管理者に対して、工事方法の変更その他必要な措置をとるべき旨の要求（都道府県知事にあつては、勧告）をすることができ

る。

3・4（略）

5 前条第一項の規定により料金を徴収しようとする道路管理者は、第一項後段の規定による検査に合格した後でなければ、当該橋又は渡船施設の供用を開始してはならない。

（道路管理者の権限の代行）

第二十七条（略）

2 指定市以外の市町村は、第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3（略）

（道路の構造の基準）

第三十条（略）

一〇十三（略）

（削る）

事方法（同条第五項の規定による変更の許可に伴い変更されたものを含む。）に適合しないと認める場合においては、許可を受けた道路管理者に対して、工事方法の変更その他必要な措置をとるべき旨の要求（都道府県知事にあつては、勧告）をすることができる。

3・4（略）

5 許可を受けた道路管理者は、第一項後段の規定による検査に合格した後でなければ、当該橋又は渡船施設の供用を開始してはならない。

（道路管理者の権限の代行）

第二十七条（略）

2 指定市以外の市町村は、第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3（略）

（道路の構造の基準）

第三十条（略）

一〇十三（略）

2 前項第十二号に規定する工作物の新設又は改築に当たつては、必要な構造計算又は試験によつてその構造が安全であることを確かめなければ

2| 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

3| （略）

（道路等との交差の方式）

第四十八条の三 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分（道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設（以下この条、次条及び第四十八条の十四中「道路等」という。）と交差させようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める場合においては、この限りでない。

（自動車専用道路との連結の制限）

第四十八条の四 次に掲げる施設以外の施設は、第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）と連結させてはならない。

一・二 （略）

三 前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの（第一号に掲げる施設を除く。）

ならない。

3| 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

4| （略）

（道路等との交差の方式）

第四十八条の三 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分（道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設（以下この条、次条及び第四十八条の十四中「道路等」という。）と交差させようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

（自動車専用道路との連結の制限）

第四十八条の四 次に掲げる施設以外の施設は、第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）と連結させてはならない。

一・二 （略）

三 第一号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの

四 前三号に掲げるもののほか、当該自動車専用道路の道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める施設

（連結許可等）

第四十八条の五（略）

2 自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八条の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。

一（略）

二 前条第二号から第四号までに掲げる施設 政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

3 連結許可を受けた前条第二号から第四号までに掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。

4（略）

（連結許可等に係る施設の管理）

（連結許可等）

第四十八条の五（略）

2 自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八条の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。

一（略）

二 前条第二号又は第三号に掲げる施設 政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

3 連結許可を受けた前条第二号又は第三号に掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。

4（略）

（連結許可等に係る施設の管理）

第四十八条の六 連結許可及び前条第三項の許可（以下「連結許可等」という。）を受けた第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設の管理者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならぬ。

（連結料の徴収）

第四十八条の七 道路管理者は、第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。

2 (略)

（事務の区分）

第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において「第一号法定受託事務」という。）とする。

一・二 (略)

三 第十七条第四項の規定により国道に関して指定市以外の市町村が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）

四 (略)

2 (略)

第四十八条の六 連結許可及び前条第三項の許可（以下「連結許可等」という。）を受けた第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設の管理者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならぬ。

（連結料の徴収）

第四十八条の七 道路管理者は、第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。

2 (略)

（事務の区分）

第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において「第一号法定受託事務」という。）とする。

一・二 (略)

三 第十七条第三項の規定により国道に関して指定市以外の市町村が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）

四 (略)

2 (略)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（離島振興計画）</p> <p>第四条 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 離島振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>一 九（略）</p> <p>（削除）</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、離島振興計画は、離島の振興の基本的方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 7（略）</p> <p>8 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第六項の規定により提出された離島振興計画が離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>9 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第六項の規定により提出された離島振興計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。</p> <p>10 第四項から前項までの規定は、離島振興計画の変更について準用する</p> | <p>（離島振興計画）</p> <p>第四条 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めなければならない。</p> <p>2 離島振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 離島の振興の基本的方針に関する事項</p> <p>二 十（略）</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関し必要な事項</p> <p>3 6（略）</p> <p>7 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第五項の規定により提出された離島振興計画が離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>8 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第五項の規定により提出された離島振興計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。</p> <p>9 第三項から前項までの規定は、離島振興計画の変更について準用する</p> |

o

o

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（建築行為等の制限）</p> <p>第七十六条 次に掲げる公告があつた日後、第百三条第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社）が施行し、又は市が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>2 都道府県知事等は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第一項に規定する許可をする場合において、土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するもので</p> | <p>（建築行為等の制限）</p> <p>第七十六条 次に掲げる公告があつた日後、第百三条第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくはたい積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであ</p> |

あつてはならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 前項の規定により土地の原状回復を命じ、又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣又は都道府県知事等は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、国土交通大臣若しくは都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨をあらかじめ公告しなければならない。

(換地計画)

第八十七条 前条第一項の換地計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 三 (略)

つてはならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 前項の規定により土地の原状回復を命じ、又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、国土交通大臣若しくは都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨をあらかじめ公告しなければならない。

(換地計画)

第八十七条 前条第一項の換地計画においては、国土交通省令で定めるところにより、左の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 三 (略)

| | |
|---|--|
| <p>四 保留地その他の特別の定めをする土地の明細 (削除)</p> <p>2 施行者は、清算金の決定に先立つて前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を定める必要があると認める場合においては、これらの事項のみを定める換地計画を定めることができる。</p> <p>3 (略)</p> | <p>四 保留地その他の特別の定めをする土地の明細</p> <p>五 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>2 施行者は、清算金の決定に先立つて前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を定める必要があると認める場合においては、これらの事項のみを定める換地計画を定めることができる。</p> <p>3 (略)</p> |
|---|--|

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（高速道路の新設又は改築）</p> <p>第三条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十三条第一項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第六条の規定、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。</p> <p>2～10 （略）</p> <p>（会社の行う高速道路の維持、修繕等）</p> <p>第四条 会社は、前条第一項の許可（同条第六項の許可を含む。以下同じ。）を受けて新設し、又は改築した高速道路については、高速自動車国道法第六条の規定、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若</p> | <p>（高速道路の新設又は改築）</p> <p>第三条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十三条第一項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第六条の規定、道路法第十二条、第十五条、<u>第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。</u></p> <p>2～10 （略）</p> <p>（会社の行う高速道路の維持、修繕等）</p> <p>第四条 会社は、前条第一項の許可（同条第六項の許可を含む。以下同じ。）を受けて新設し、又は改築した高速道路については、高速自動車国道法第六条の規定、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、<u>第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若</u></p> |

しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二條第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び道路法第十三条第一項に規定する災害復旧（以下単に「災害復旧」という。）を行うものとする。

（機構による道路管理者の権限の代行）

第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一〜二十五（略）

二十六 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設について自動車専用道路（同条に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十七〜三十一（略）

しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二條第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び道路法第十三条第一項に規定する災害復旧（以下単に「災害復旧」という。）を行うものとする。

（機構による道路管理者の権限の代行）

第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一〜二十五（略）

二十六 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設について自動車専用道路（同条に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十七〜三十一（略）

258 (略)

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

第十条 地方道路公社は、一般国道(その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。)、都道府県道又は市町村道(これらの道路のうち、第十二条第一項に規定する道路網を構成している道路を除き、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。)について、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

257 (略)

(地方道路公社の行う指定都市高速道路の新設又は改築)

第十二条 地方道路公社は、次に掲げる要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項から第三項まで若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四

258 (略)

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

第十条 地方道路公社は、一般国道(その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。)、都道府県道又は市町村道(これらの道路のうち、第十二条第一項に規定する道路網を構成している道路を除き、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。)について、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

257 (略)

(地方道路公社の行う指定都市高速道路の新設又は改築)

第十二条 地方道路公社は、次に掲げる要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四

項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

一・二（略）

258（略）

（地方道路公社の行う道路の維持、修繕等）

第十四条 地方道路公社は、第十条第一項の許可又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路については、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

（地方道路公社による道路管理者の権限の代行）

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定

項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

一・二（略）

258（略）

（地方道路公社の行う道路の維持、修繕等）

第十四条 地方道路公社は、第十条第一項の許可又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路については、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

（地方道路公社による道路管理者の権限の代行）

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定

により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 二十 (略)

二十一 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設について自動車専用道路との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十二 二十七 (略)

2・3 (略)

(有料道路管理者の行う道路の新設又は改築)

第十八条 道路管理者（都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。以下この条において同じ。）は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものである場合に限り、条例で定めるところにより、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 道路管理者は、前項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他国土交通省令で定める書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 二十 (略)

二十一 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設について自動車専用道路との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十二 二十七 (略)

2・3 (略)

(有料道路管理者の行う道路の新設又は改築)

第十八条 道路管理者（都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。次項及び第四項において同じ。）は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものである場合に限り、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を